

さいたま市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月16日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第11号

さいたま市会計規則の一部を改正する規則

さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(出納員等及び現金取扱員等の収納金払込)</p> <p>第27条 出納員等及び現金取扱員等は、その取扱った収納金を納付書によって即日又は翌日これを指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、当該収納金につき、次の各号の<u>いずれかに該当するときは、証券により納付されたものを除き、収納した日から7日を経過した日までに払い込むことができる。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる収納金の区分に応じ、納付のあった日から起算して当該各号に定める期間を経過した日までに取りまとめて収納し、その翌日までに払い込むことができる。ただし、施設の休館その他の理由により5日以上納付が見込まれない場合は、納付が見込まれなくなる日の翌日までに払い込まなければならない。</u></p> <p><u>(1) 公衆電話の使用に係る収納金 1月</u></p> <p><u>(2) その他金銭投入の方法により納付された収納金 7日</u></p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(会計管理者の収入事務)</p> <p>第38条 会計管理者は、指定金融機関から納入済通知書を受けたとき又は指定金融機関等、指定納付受託者、指定公金事務取扱者若しくは地方税共同機構から納入済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の送信を受けたときは、次の各号によって処理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(出納員等及び現金取扱員等の収納金払込)</p> <p>第27条 出納員等及び現金取扱員等は、その取扱った収納金を納付書によって即日又は翌日これを指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、当該収納金につき、次の各号の<u>いずれかに該当するときは、証券により納付されたものを除き、収納した日から7日を経過した日までに払い込むことができる。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず<u>公衆電話使用料に係る収納金については、納付のあった日から起算して1月を経過した日までに取りまとめて収納し、その翌日までに払い込むことができる。</u></p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(会計管理者の収入事務)</p> <p>第38条 会計管理者は、指定金融機関から納入済通知書を受けたとき又は指定金融機関等、指定納付受託者若しくは指定公金事務取扱者から納入済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の送信を受けたときは、次の各号によって処理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

(口座振替の方法による支払手続)

第71条 [略]

2 会計管理者等は、口座振替の方法による支払をするときは、口座振替等依頼書（電磁的記録を含む。）を指定金融機関又は指定代理金融機関に送付しなければならない。

3 [略]

(資金前渡)

第73条 令第161条第1項第17号による規則で定める経費は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(23) [略]

(24) 燃料電池自動車の燃料費

(歳入歳出外現金及び保管有価証券の整理区分)

第95条 歳入歳出外現金及び保管有価証券は、歳入歳出外現金と保管有価証券とに分類し、それぞれ次の区分によって整理しなければならない。ただし、特に必要がある場合においては、会計管理者等に協議の上、新たに区分を設けることができる。

(1) [略]

(2) 保管金

ア～オ [略]

カ 自転車等売却代金

キ 健康・厚生年金保険料

ク 雇用保険料

ケ 滞納処分受入額

コ 個人番号カード等発行手数料

サ 代金取立手数料・遺留金

シ 災害共済給付金

ス 災害見舞金

セ その他保管金

別表第1 (第6条、第9条関係)

設置箇所	出納員となる者	委任事務
[略]	[略]	[略]
都市局都市計画部都市計画課		
都市局都市計画部開発・盛土調整課		
[略]		

(口座振替の方法による支払手続)

第71条 [略]

2 会計管理者等は、口座振替の方法による支払をするときは、口座振替等依頼書（電磁的記録を含む。）を指定金融機関又は指定代理金融機関に送付しなければならない。この場合において、電磁的記録を送付したときは、受領書を徴するものとする。

3 [略]

(資金前渡)

第73条 令第161条第1項第17号による規則で定める経費は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(23) [略]

(歳入歳出外現金及び保管有価証券の整理区分)

第95条 歳入歳出外現金及び保管有価証券は、歳入歳出外現金と保管有価証券とに分類し、それぞれ次の区分によって整理しなければならない。ただし、特に必要がある場合においては、会計管理者等に協議の上、新たに区分を設けることができる。

(1) [略]

(2) 保管金

ア～オ [略]

カ 水利組合徴収金

キ 自転車等売却代金

ク 健康・厚生年金保険料

ケ 雇用保険料

コ 滞納処分受入額

サ 個人番号カード等発行手数料

シ 代金取立手数料・遺留金

ス 災害共済給付金

セ 災害見舞金

ソ その他保管金

別表第1 (第6条、第9条関係)

設置箇所	出納員となる者	委任事務
[略]	[略]	[略]
都市局都市計画部都市計画課		
[略]		

建設局建築行政部建築総務課		建設局建築部建築総務課	
建設局建築行政部建築行政課		建設局建築部建築行政課	
建設局建築行政部北部建築指導課			
建設局建築行政部南部建築指導課			
建設局建築行政部建築審査課			
建設局建築行政部住宅政策課		建設局建築部住宅政策課	
建設局下水道河川部下水道総務課		建設局下水道部下水道総務課	
[略]		[略]	
[略]		建設局北部建設事務所建築指導課	
[略]		建設局北部建設事務所建築審査課	
[略]		[略]	
建設局南部建設事務所土木管理課		建設局南部建設事務所土木管理課	
[略]		建設局南部建設事務所建築指導課	
[略]		建設局南部建設事務所建築審査課	
[略]		[略]	
議会局総務部総務課		議会局総務部秘書総務課	

別表第3（第7条、第9条関係）

設置箇所	現金取扱員となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
スポーツ文化		

別表第3（第7条、第9条関係）

設置箇所	現金取扱員となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
スポーツ文化		

局文化部文化 振興課漫画会 館		局文化部文化 振興課漫画会 館	
[略]		保健衛生局保 健部保健衛生 総務課	
建設局建築行 政部住宅政策 課		[略]	
建設局下水道 河川部下水道 総務課		建設局建築部 住宅政策課	
[略]		建設局下水道 部下水道総務 課	
教育委員会に 置かれる拠点 図書館(北浦 和図書館を除 く。以下同じ。 )及び拠点図 書館が所管す る地区図書館		[略]	
		教育委員会に 置かれる拠点 図書館及び拠 点図書館が所 管する地区図 書館	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。